

◎新潟県告示第239号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支店新潟管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 令和元年10月21日から令和2年2月14日まで
- 3 作業地域 東蒲原郡阿賀町石間～阿賀野市六野瀬